

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 教育職員への労働基準法第三十二条の四の規定の適用

公立の義務教育諸学校等の教育職員について労働基準法第三十二条の四の規定による一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるよう、地方公務員法第五十八条第三項の規定の適用について必要な読替え規定を定めること。
(第五条関係)

第二 教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等

- 一 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(第二の二において単に「指針」という。)を定めるものとする。
(第七条第一項関係)
- 二 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬものとする。
(第七条第二項関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、令和三年四月一日から施行すること。ただし、第三の二については公布の日から、第二については令和二年四月一日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この法律の施行に関し必要な準備行為を定めること。

(附則第二項関係)